

一般財団法人岐阜県交通安全協会行動計画(次世代法)

当協会職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

2 計画の推進(具体的実施項目)

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・取得率を50%以上にする事
女性職員・・・取得率を80%以上にする事

【対策】

- 令和6年4月～出生時育児休業(産後パパ育休)の制度を電子掲示板等により周知するなど、男性職員の育児休業取得を促進するための措置を実施する。
- 令和6年6月～各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など)を実施する。

目標2 不妊治療休暇制度の導入

【対策】

- 令和6年4月～職員の不妊治療状況を把握する。
- 令和7年3月～制度導入、職員への周知を図る。

一般財団法人岐阜県交通安全協会行動計画(女性活躍推進法)

女性が就業継続しやすい職場環境を整備し、女性の職種を広げるため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 計画の推進(具体的実施項目)

目標 女性教習指導員の採用の促進

～教習指導員採用者の10%とする。～

【取組み】

女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的な広報